

脳ドック・温泉保養が利用できます

長寿(後期高齢者)医療制度に加入している方の健康増進および健康維持のために脳ドック・温泉保養の補助を行っていますので、ぜひ、ご利用ください。

<ul style="list-style-type: none"> ●対象＝長寿(後期高齢者)医療制度加入者に限ります。 ●利用券申請に必要なもの＝後期高齢者医療被保険者証および印鑑(スタンプ印を除く) <p>【脳ドック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用回数＝利用券を申請し、脳ドックを受診した被保険者に対して同年度内に1回の補助 <p>【温泉保養】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補助金＝2泊3日以上宿泊する方に、1日当たり1,000円(最高1万円まで)を同年度内に1回補助します。 	<p style="text-align: center;">予約から検査などまでの手順</p> <p>①下記表などの医療機関および温泉保養所などに電話などで脳ドックや保養の予約をします。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②次に本庁2階国保介護課および各支所市民福祉課で利用券の申請をします。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③利用当日、医療機関または温泉保養所に利用券を提出してください。</p>
---	--

	医療機関	電話番号	検査料	補助金	自己負担金
脳ドック	川内市医師会立市民病院	0996(22)1111	36,750円	28,000円	8,750円
	いちき串木野市医師会立脳神経外科センター	0996(32)9999	36,750円	28,000円	8,750円

	温泉名			温泉名		
	温泉名	保養施設	電話番号	温泉名	保養施設	電話番号
温泉保養	川内高城温泉	竹屋	0996(28)0015	市比野温泉	みなと屋	0996(38)0118
		双葉旅館	0996(28)0018		久木田温泉宿	0996(38)0837
		梅屋	0996(28)0016		松葉荘	0996(38)0114
		西方屋	0996(28)0048		紫月荘	0996(38)1234
		喜久屋	0996(28)0017		丸山温泉	0996(38)1589
	ホテルマル善	0996(28)0062	入来温泉	諏訪温泉	0996(44)3472	

入院中もしくは入院の予定はありませんか？ 減額認定証の手続きはもうお済みですか？ 一部負担金および食事代を減額できる場合があります。

対象	減額内容(入院時)	認定の条件	手続きに必要なもの
長寿(後期高齢者)医療制度加入者	一部負担金・食事代	世帯全員の平成20年度住民税が非課税であること	被保険者証・印鑑(スタンプ印を除く)

入院日数が90日を超える場合は、過去1年間に90日を超える入院が分かる領収書などが必要になります。
*ただし、長寿医療制度に加入したばかりの方(75歳到達など)については、加入してからの入院日数になります(ただし、老人保健からの移行者などを除く)。
●申請期間＝随時受け付けています。
減額認定証は、8月1日を基準とします。減額は申請した月の初日から適用されますので早目に手続きしてください。(平成20年8月以降の認定証の受け付けは7月1日から開始しています)。
*また、国民健康保険加入の方についても減額認定の手続きを開始しています。

【問合先】

- 長寿(後期高齢者)医療制度に関するお問い合わせは…
本庁2階14番窓口 国保介護課高齢者医療グループ(内線2632・2633)および各支所市民福祉課
- 国民健康保険に関するお問い合わせは…
本庁2階14番窓口 国保介護課国保グループ(内線2642・2643)および各支所市民福祉課



長寿(後期高齢者)医療制度対象者の皆さまへ 保険料納入のお願い

平成20年度の所得情報を基に年間保険料が決まりますので、7月中旬に対象者の皆さまに決定通知書を送付します。

◎保険料について

保険料は被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

保険料(年額)

＝

均等割額
「一人につき45,900円」

＋

所得割額
「(総所得金－基礎控除33万円) × 所得割率(8.63%)」

*保険料の限度額は年間1人につき50万円です。
*保険料率は、県内では原則として均一となるように設定されます。

◎保険料の納め方

【特別徴収】…年額18万円以上の年金を受給している方は、年金から保険料が天引きされることになります。ただし、介護保険料と合わせた額が、年金額の2分の1を超える場合は、「普通徴収」となります。また、複数の年金を受給している方は、社会保険庁の老齢基礎年金が優先されます。

【普通徴収】…特別徴収に該当しない方は、納付書または口座振替などの方法により、市町村に納めていただくことになります(納期は、7月、8月、10月、11月、1月、2月の年6回です)。

◎保険料の軽減措置

【低所得者】…低所得者については、被保険者の属する世帯(世帯主＋被保険者)の総所得に応じて、次の基準により保険料の均等割額が軽減されます。

【軽減割合と基準】

- 7割軽減：総所得金額が基礎控除額(33万円)以下の場合
- 5割軽減：総所得金額が基礎控除額(33万円)＋24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の場合
- 2割軽減：総所得金額が基礎控除額(33万円)＋35万円×被保険者数以下の場合

*年金収入が公的年金の場合、高齢者特別控除(総所得金額から15万円を控除)が適用されます。
*被用者保険の被扶養者の方の保険料は、平成20年4月～9月までは徴収せず、10月～平成21年3月までは9割軽減されます。

ただし、政府・与党協議会で平成20年度の新たな軽減措置が決定されました。

- ①7割軽減世帯で、8月まで年金から納めている方は、10月からは保険料を徴収しません。なお、7割軽減世帯で納付書などで、納めていただく方にも同等の軽減措置がとられます(7割軽減の方→平成20年度中は8.5割軽減へ)。
- ②所得割額を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の方)については、平成20年度については、原則一律50%軽減となります。
- ③年金からの保険料徴収について、一定の条件を満たす場合は、申し出により普通徴収に切り替えることができます。上記の①～③の措置については、国からの通知および県後期高齢者医療広域連合で変更保険料が決定され次第、お知らせします。

◎納付方法について

今後の納付方法について、具体的には次のようになります。

■4月1日で後期高齢者医療対象者のうち、

- ①4月より年金からの天引きで仮徴収されている方 ⇒ 年金受給者情報に異動がない方は、そのまま引き続き年金から天引きされます。
- ②4月からは年金より天引きされていないが、特別徴収対象者の方 ⇒ 7月・8月は納付書で10月から年金より天引きされます。
- ③上記以外の方 ⇒ 7月から6期に分けて納付書または口座振替により納めていただきます。

*4月2日以降、75歳到達や転入により後期高齢者医療の対象者となった方は、加入日以降の納期で納付していただくことになります。